

しずおかリノベーションまちづくり動画等制作業務委託仕様書

1 事業名

しずおかリノベーションまちづくり動画等制作業務委託

2 事業期間

委託契約締結日から令和7年12月19日（金）まで

3 業務目的

リノベーションまちづくりの取組を全県に普及するため、市町や民間団体、不動産オーナーなど、リノベーションまちづくりを実践する可能性のある者を主なターゲットとし、リノベーションまちづくりの概要やメリットを伝える動画及び資料を作成することにより、その必要性や有効性について理解を促し、実践につなげる。

4 委託限度額

3,500千円（消費税及び地方消費税額を含む）

5 業務内容

(1) 動画の作成

- ・視聴者がリノベーションまちづくりに関心を寄せ、実践したいと思えるような動画を最低1本作成する。

ア 動画に盛り込む内容

(要素1)	リノベーションまちづくりとは何か
(要素2)	リノベーションまちづくりを行うことのメリット
(要素3)	リノベーションまちづくりの県内先進事例の紹介 リノベーションまちづくり実践による街の変貌が伝わるような映像：事例は、「浜松市天竜（クローバー通り商店街）」「沼津市旧国道1号線南エリア」の2地域を想定
(要素4)	キーマンインタビュー 要素3で取上げた地域について、各地域につき1人以上ずつ、県が推薦するキーマン（まちづくりに携わる中心的な人物）を取り上げ、実施内容や実施方法についてインタビューした映像

イ 規格・仕様

- ・1本は以下のとおり作成する。

解像度（動画サイズ）	アスペクト比	ファイル形式	動画の長さ
1,920px×1,080px	16:9	MP4	5分～10分程度

ウ 取材・撮影

- ・各地域、施設への取材・撮影日時の調整については、受託者が行うものとする。
- ・人物を撮影する場合は、受託者において、その肖像権に関する手続を行う。

- ・撮影時に必要となる費用が発生する場合は、受託者が支払う。
- ・キーマンインタビュー撮影に応じるキーマンに対し、受託者が契約金額の中から報償費を支払うこと。支払は1人につき20,000円（税込）とする。

エ 編集

- ・撮影した映像に加工、編集を行い、動画を制作する。
- ・必要に応じて、音声、ナレーション、テロップ、BGM挿入等の編集作業を行う。
- ・音楽素材は、原則フリー音源を使用することとし、著作権等に問題が生じないよう留意する。
- ・上記権利の問題において、処理が必要になる場合には受託者において手続を行う。
- ・動画の校正は各1本につき3回までとする。ただし、当課担当者が必要と認める場合は、この限りでない。
- ・要素1、要素2について、株式会社リノベリングのホームページ (<https://renovaring.com/machidukuri/>) 等を参考に作成すること。その上で、校正時に株式会社リノベリングによるチェックを受けること。
- ・株式会社リノベリングに対して校正費用100,000円（税込）を受託者が契約金額の中から支払うこと。

オ その他

- ・業務実施にあたっては、当課担当者と随時連絡・協議しながら実施するものとする。
- ・支払にあたり生じる費用等は受託者負担とすること。

(2) チラシ作成

ア チラシの内容

- ・動画と併せ、会議や実践者交流等において、リノベーションまちづくりとその関連事業について説明する際に使用する紙媒体の資料（チラシ）を1種類作成する。内容は、動画の内容を基にし、以下の要素を盛り込んだものとする。

(要素1)	リノベーションまちづくりとは何か（簡潔に）
(要素2)	県のリノベーションまちづくりウェブサイトの紹介 QRコード等により、電子媒体へのアクセスを促すもの
(要素3)	「しずおかリノベーションまちづくりフォーラム」会員制度の紹介 会員を募集、QRコード等の応募フォームがある。

イ 規格・仕様

- ・以下のとおり作成、印刷する。

規 格	A4版またはA3版2つ折りのうち自由提案とする。
色 数	フルカラー
ページ数	1ページ両面
紙 質	自由提案とする。
印刷部数	5,000部

ウ その他

- ・校正は3回までとする。ただし、当課担当者が必要と認める場合は、この限りでない。
- ・人物を撮影する場合は、受託者において、その肖像権に関する手続を行う。
- ・イラストやフォント等の素材は、原則フリー素材を使用することとし、著作権等に問題が生じないよう留意する。
- ・上記権利の問題において、処理が必要になる場合には受託者において手続を行う。
- ・業務実施にあたっては、当課担当者と随時連絡・協議しながら実施するものとする。
- ・要素1について、校正時に株式会社リノベリングによるチェックを受けること。

6 納品物

- ・以下のとおり納品すること。

納品物	数量	納品先	納品期限
動画（データ納品）	一式	静岡県地域産業課 商業まちづくり班	令和7年12月1日（月）
動画（DVD納品）			
チラシ	5,000部		
チラシ（PDFデータ及びイラストレータ）	一式		

7 その他

- (1) 上記のほか、本業務に関して更に必要な業務等がある場合は、幅広く提案し、県と協議の上実施すること。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受託者は県と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。
- (3) 受託者は本業務を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (4) 受託者は本業務を履行する上で、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように、責任を持って調整すること。
- (5) 受託者は本業務中に知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本業務において、個人情報を取り扱う作業を行う場合は、起こりうるミスやインシデントを想定し、情報セキュリティ対策を徹底すること。
- (7) 本委託業務の成果品の著作権は県に帰属する。
- (8) 本業務を執行する上で関連して必要となる事項で、本仕様書に記載されていないものについては、県及び受託者の協議により決定する。